

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計 画 主 体	板 野 町

板野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 板野町産業課
所在地 徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2
電話番号 088-672-5994
F A X 番号 088-672-5553
メールアドレス sangyouka@town-itano.i-tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・カラス・アライグマ・タヌキ・ハクビシン・シカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県 板野町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 20a 被害金額 181千円
サル	果樹	被害面積 2a 被害金額 186千円

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ イノシシによる被害は、5～11月にかけて、主に水稲への食害が発生している。また、近年においては住宅地への出没も確認されており、住宅の庭・家庭菜園等の掘り起こしの他、自動車への衝突など、生活環境被害が発生している。</p> <p>②サル 主に大坂地区・川端地区において目撃情報があり、果樹被害も報告されている。</p> <p>③カラス・アライグマ・タヌキ・ハクビシン・シカ 現状での被害報告はないが、少数の捕獲実績があり、今後の被害拡大が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	20a 181千円	18a 170千円
サル	2a 186千円	2a 170千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会に委託し、銃器、捕獲檻による捕獲等を行っている。 ※H27にはサル用大型捕獲檻を設置している。	高齢化等による捕獲従事者が減少しているため担い手の確保が必要。

防護柵の設置等に関する取組	平成23年度から令和4年度までの12年間で合計約30kmの防護柵を整備した。 ※H23-H25は補助事業で整備 H26以降は町単独で実施	未整備地区もあることから、事業規模を縮小しながらも、板野町単独で防護柵を整備することも必要と思われる。
生息環境管理その他の取組	なし	なし

(5) 今後の取組方針

令和3年度の被害面積：22a 被害金額：367千円であり、被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和3年度と比較し、イノシシ・サルとも約8%減とする。

被害額の把握や防護柵の未整備地区の問題もあるため、引き続き、猟友会により捕獲をするとともに、防護柵の整備をすすめていきたい。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

中板猟友会	<p>団体捕獲：中板猟友会(板野班)と委託契約を結び有害鳥獣捕獲等を実施する。</p> <p>個人捕獲：適任者がいる場合は、個人と委託契約を結び有害鳥獣捕獲等を実施する。</p>
-------	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ・サル・カラス ・アライグマ・タヌキ・ ハクビシン・シカ	板野町有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲率の向上に努める。
令和6年度	イノシシ・サル・カラス ・アライグマ・タヌキ・ ハクビシン・シカ	板野町有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲率の向上に努める
令和7年度	イノシシ・サル・カラス ・アライグマ・タヌキ・ ハクビシン・シカ	板野町有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲率の向上に努める

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績を基に、板野町有害鳥獣対策協議会と協議し決定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	200	200	200
サル	10	10	10
カラス	100	100	100

捕獲等の取組内容
<p>(イノシシ) 集落周辺に出没する個体を重点的に捕獲するため、捕獲檻を使用した駆除を実施する。あわせて、銃猟捕獲とくくりわなによる捕獲を実施する。</p> <p>(サル) 川端地区においては、大型捕獲檻による捕獲を実施する。山間部において猟銃での捕獲とともに、空砲での追い払い。</p> <p>(カラス) 山間部において猟銃での捕獲。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル	防護柵 1,500m	防護柵 1,500m	防護柵 1,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ サル	地元管理	地元管理	地元管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

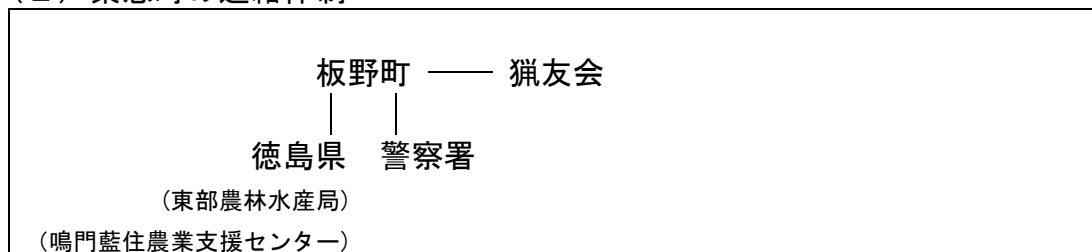
年度	対象鳥獣	取組内容
予定なし		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
板野町	捕獲・追い払い・住民や学校への周知
猟友会	捕獲・追い払い
警察署	捕獲・追い払いの協力
徳島県 (東部農林水産局) (鳴門藍住農業支援センター)	被害防止対策に関する助言 等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自己消費又は埋設等により処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状：該当なし 目標：－
ペットフード	現状：該当なし 目標：－
皮革	現状：該当なし 目標：－
その他	現状：該当なし 目標：－

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	板野町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
J A 板野郡	鳥獣による農業被害に関する情報提供
中板猟友会	有害鳥獣捕獲・個体数調整の実施
徳島県鳥獣保護管理員	鳥獣の保護に関する業務
徳島県東部農林水産局	被害防止対策に関する指導・助言
鳴門藍住農業支援センター	被害防止対策に関する指導・助言
各地区実行組長	有害鳥獣捕獲に関する地域との連絡・調整
土地改良区・水利組合	有害鳥獣捕獲に関する地域との連絡・調整
森林組合	鳥獣による森林被害に関する情報提供
板野町議会議員	被害防止対策に関する指導・助言
板野町	事務局、協議会に関する連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	－

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

板野町職員(町長が任命した職員)で鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲や防護柵の設置のほか、町内の被害対策への取り組みを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村・他協議会と情報交換を図りながら連携を図る。
